

ホーム

よくある手続き

施設案内

区政情報

地域活動

防災・くらしの安全

子ども・教育

健康・福祉

環境・まちづくり

産業・文化・観光

[トップページ](#) > [子ども・教育](#) > [学校](#) > [相談・補助](#) > [在宅学習支援費の支給のお知らせ](#)

在宅学習支援費の支給のお知らせ

更新日：2020年5月19日

品川区では新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う学校の臨時休業期間中の緊急支援として、就学援助認定者等の在宅学習の負担軽減を図るため、昼食代相当の「在宅学習支援費」を支給します。

支給対象者

- 令和元年度就学援助認定者（第三回支給者）のうち、「品川区在住（令和2年5月1日現在）」かつ「令和2年度に公立の小学校、中学校、義務教育学校または中等教育学校（前期課程）に在籍」の方
- 令和元年度新入学学用品費認定者（令和2年度入学予定者）のうち、「品川区在住（令和2年5月1日現在）」かつ「令和2年度に公立の小学校または義務教育学校に在籍」の方
- 令和元年度就学奨励費認定者で学校給食費支給対象者のうち、「品川区在住（令和2年5月1日現在）」かつ「令和2年度に公立の小学校、中学校、義務教育学校または中等教育学校（前期課程）に在籍」の方
- 令和2年度の就学援助認定者（第一回支給者）のうち、上記に該当しない方（主に令和2年度新規に就学援助が認定された方）

支給額

一人当たり20,000円
【内訳】 一食500円×1か月20日×2か月分（4・5月分）

支給方法

各学校または教育委員会へ申請している銀行口座へ直接振り込みます。
振込依頼人名：シナガワクガクムカ ザイタクガクシュウシエンヒ

支給日（予定）

- 支給対象者1、2および3の方
令和2年5月26日（火）
※銀行によっては、入金までに数日かかる場合があります。
- 支給対象者4の方
令和2年7月下旬（令和2年度就学援助費第一回支給日）

 お問い合わせ

学務課
電話：03-5742-6828
FAX：03-5742-0180

[ページトップへ](#) ▲[▶ 個人情報の取り扱いについて](#) [▶ このホームページについて](#) [▶ サイトマップ](#)

Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.